

子ども引き渡しの強制執行への立会いにおける心理士の在り方

—心理士へのアンケート調査と弁護士へのインタビュー調査を通して—

A report about psychologists joining the compulsory execution of the return of children who were wrongfully removed or retained: Through the questionnaire survey to psychologists and the interview with lawyers

飯田 法子

Noriko Iida

別府大学短期大学部

Beppu University Junior College

佐藤 晋治

Shinji Sato

大分大学教育学部

Faculty of Education, Oita University

<要 旨>

本研究は「子ども引き渡しの強制執行」における臨床心理士（以下心理士）の在り方についての検討を行ったものである。「子ども引き渡し」とは、親権や監護権を巡る裁判を経ても、子どもを手放すことを拒む親（債務者）から、権利のある親（債権者）に子どもを引き渡す際に「執行官」が行うものであり、わが国では国内の場合には以前から動産の引き渡し執行の規定を利用して実施されてきた経緯がある。近年国際間の問題として、「ハーグ条約」を批准して以降は、わが国では子どもの福祉に配慮して、執行時に心理士の同行がなされるようになった。しかし、それらはまだ始まって日が浅く、経験値に乏しいことから、具体的な心理士の役割について明示されてはいない。

そこで、我々は、心理士へのアンケートおよび弁護士へのインタビュー調査を行い、得られたデータを KJ 法を参考にして「子どもへの配慮すべき事柄」、「心理士の役割」、「心理士の困りと守りのシステムへの提言」の3点からまとめ分析を行った。

<キーワード> 子ども引き渡しの強制執行 ハーグ条約 子どもの福祉 臨床心理士へのアンケート 弁護士へのインタビュー

【はじめに】

「子ども引き渡しの強制執行」とは、離婚等の紛争渦中にある夫婦の一方の親が子どもを連れ去り、その後、家庭裁判所により監護権や親権などが定められた後も、監護権や親権などのある親（債権者）に子どもを戻そうとしない場合、審判の決定に基づき「執行官」が強制的に子どもを連れ戻す国権の発動をいい、国内の子の連れ去りに関しては動産執行の方法によって、国際間の子の連れ去りに関しては代替執行の方法によって行われているものを意味する。なお、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という）では

この代替執行のことを「解放実施」ともいうが、以下これも含めて「強制執行」という。

以前から、わが国では国内の紛争において強制執行は行われてきたが、近年は多国間の問題として注目を浴びるようになった。外務省によれば、日本人と外国人の国際結婚は 1980 年代の後半から急増したが、これに伴い国際離婚や結婚生活破綻後の「子の連れ去り」も増加した¹⁾。2000 年代に入った頃からわが国は、ハーグ条約の締約国である欧米諸国から「日本へ子どもが連れ去られ、返還を求めても返還されないどころか子どもの所在さえわからない事態が増加している」として、

国際的な圧力が高まった¹⁾。これを受けてわが国では 2013 年に「ハーグ条約」の締結が国会で承認され、同年ハーグ条約実施法（以下実施法）が成立し、2014 年 4 月からハーグ条約を発効することとなった^{2) 3)}。

国家間の子どもの返還においては、日本の裁判を経ても子どもが返還されない場合、条約実施のための国内法にもとづいて強制執行を行うが、わが国のハーグ条約実施法では、心理的な負担が伴う場面への子どもの福祉に配慮して、①引き渡しの執行は、債務者の住居で、子どもが債務者と一緒にいる場面に限定して行うこと（140 条 1 項）（同時存在の原則）、②子どもへの威力行使を禁止すること（140 条 5 項）などが定められている。また 142 条では、執行において③「立会いその他の必要な協力」を得ることができるとされており、子どもの心理に配慮するために、中央当局職員（専門家）による執行場面への関与がなされるようになった⁴⁾。

強制執行は、これまでも国内の紛争ケースに於いて行われてきたのだが、子どもの心身に与える影響が大きいため、国内の紛争ケースにおいても、可能な限りハーグ条約実施法に基づく強制執行の手続を行うことが望ましい、と考えられるようになってきた。そして、③「立会いその他の必要な協力」には、心理の専門家の関与（補助や立会い）が念頭におかれ、日本臨床心理士会などの団体に協力が求められることとなった（2015 最高裁判所局長書簡）。しかし、例えば、国内の子の引渡しにおける心理士等専門家の役割、関与のあり方についても、基本となる考え方や具体的な行動基準のようなものは未だ裁判所から示されていない。またハーグ条約を批准した先進国を見渡したところでは、強制執行の場面に心理士が

関与している例は見出せない（2016 飯田・岩佐⁵⁾）。また、先に述べたようなわが国の実施法における「同時存在」の原則や、執行場面における心理士などの専門家の同行は、他国では法律上義務付けられていない制度であることから、我々は、わが国独自の在り方を模索しながらシステムを整えていく必要性が感じられるところである。

発表者は、強制執行に関与した経験をもつ臨床心理士であることから、経験を踏まえて感じた疑問点などを元にして、今回、臨床心理士へのアンケート調査（自由記述による）の項目を作成した。また、その回答を踏まえて、弁護士へ意見を求めるインタビュー調査を行うこととした。

得られたデータは全て自由記述であるが、①「子どもへの配慮すべき事柄」、②「心理士の役割」、③「心理士の困りと守りのシステムへの提言」の 3 点から質的に分析し、心理士、弁護士、双方の立場から心理の専門家の関与の在り方を探ることを本研究の目的とした。

【方法】

調査 I

対象：日本臨床心理士会 都道府県臨床心理士会（47 都道府県）に所属する会員（平成 23 年データでは 24,980 名）

実施内容：発表者の経験上の疑問点などを元に 10 個の質問項目を作成し、自由記述による回答を求めた（表 1）。また、フェイスシートには、①執行への同行の経験があるかどうか、②日本臨床心理士会が 8 月に実施した子ども引き渡しの強制執行に関する研修を受けたかどうか、の質問も含めている。

実施時期と実施方法：各県の臨床心理士会事務局宛てにメールを送付して調査への協力を依頼した。また、メールでの受付がなされていない 4 道

府県については郵送を行った。回答期間：平成 27 年 12 月末より平成 28 年 2 月末までとした。

分析方法：得られた回答により調査協力者を、a. 執行経験者、b. 未経験だが日本臨床心理会主催の 8 月の研修（復命報告含む）を受けた経験があるもの、c. 全て未経験のもの 3 タイプに分類した。その上で、得られた自由記述によるデータを K J 法を参考にしながら、①「子どもへの配慮すべき事柄」、②「心理士の役割」、③「心理士の困りと守りのシステムへの提言」の視点から分類した。

表 1 アンケート質問内容（自由記述）

問1.	引き渡し執行への同行の「前」および「後」を通して、「迷い、困り、悩み、疑問」などお感じになったことについてお教えてください
問2.	引き渡しの執行場面では、子どもに様々な葛藤が生じることが予想されますが、心理士としてはその際の「子どもの意思」をどのように理解し対応する必要がありますでしょうか
問3.	引き渡しの執行場面では、執行官が保護者や子どもに「説得」を行うとされています。心理士として執行「補助」を行う際の「説得」の内容はどのようなものと思われますか
問4.	子どもに対して、引き渡しの執行場面の「前」「後」で配慮したこと（した方がよいと思われること）についてお教えてください
問5.	保護者に対して配慮したこと（した方がよいと思われること）についてお教えてください。
問6.	祖父母などその他の家族や親族への配慮したこと（した方がよいと思われること）についてお教えてください。
問7.	執行官や警察など、関係者に対しての配慮したこと（した方がよいと思われること）についてお教えてください。
問8.	引き渡しの執行への同行における心理士の役割はどのようなことでしょうか。
問9.	引き渡し執行への同行について疑問に思われることやご意見などご記入ください。また、法律的な疑問など、弁護士にお尋ねになりたい内容についてご記入ください。
問10.	その他、心理士の引き渡しの執行への同行の意見がありましたらご記入ください。

調査 II

対象：子どもの引き渡しに関与した経験や、都道府県弁護士会の子どもの権利委員会等の社会的活動を行っている弁護士で、A 都道府県弁護士会などを通して筆者が紹介を受けた方、6 名。

実施内容：調査 I で得られたデータ（問 9）に基づき作成した、弁護士への質問（12 項目）を事前にメールにて送付した後、半構造化面接の方式によるインタビューを実施して回答を求めた。

実施時期と実施方法：平成 28 年 3 月 1 日～4 月末

まで。筆者が 6 名の弁護士事務所まで出向き、約 60 分～90 分のインタビューを行った。事前にした質問項目を記載した用紙に書き込む形で記録を行い、USB への録音に基づいて（5 名分）、インタビュー記録表を作成した。

分析方法：K J 法を参考にして、質問に対する回答をまとめた。調査 I 同様、調査 II についても、①「子どもへの配慮すべき事柄」、②「心理士の役割」、③「心理士の困りと守りのシステムへの提言」に該当される回答を分類した。

【結果】

調査 I （心理士へのアンケート）

臨床心理士へのアンケート調査の回答数は、17（発表者 1 名分含む）であり、a. 執行経験者 3 名、b. 未経験・研修あり 4 名（うち 2 名は発表者の都道府県における復命報告を受けたもの）、c. 経験・研修なし 10 名であった（表 2）。

表 2 アンケート回答者のプロフィール

全体 17 名	20代	2名	男性 6名
	30代	4名	
	40代	7名	
	50代	2名	女性 11名
	60代	2名	
	70代	0名	
a. 執行経験あり	30代 2名 50代 1名	3名	
b. 執行なし研修あり	40代 4名 50代 1名	5名	
c. いずれも経験なし	20代 2名 30代 2名 40代 3名 60代 2名	9名	

調査 II （弁護士へのインタビュー）

インタビューを実施した弁護士は 6 名であった。子ども引き渡しの強制執行に同行した経験があるもの 1 名、関与はしたが結局引き渡しには至っていないものは 2 名、引き渡し不能後の国選代理人としての関与経験があるもの 3 名、臨床心理士の資格と臨床経験を有しているもの 1 名、日弁連のハーグ条約等の関連委員を務めるなど、子ども

引き渡しに関わる社会的な活動を行っているものは2名であった(延べ数)(表3)。

表3 弁護士のプロフィール

全体 6名	男性 3名	
	女性 3名	
経験の有無	同行の経験あり	1名
	同行なし関与あり	2名
	執行不能後の国選代理人	3名
	関連委員等	2名
	臨床心理士の資格	1名

なお、調査1の結果は、(表4-1)、(表4-2)、(表4-3)、調査2の結果は(表5-1)、(表5-2)にまとめている。

①「子どもへの配慮すべき事柄」についての結果調査I(心理士へのアンケート)

a. b. c. とともに共通する内容として、「子どもの緊張を緩和し思っていることを安心して表現できる場を提供する」、「自責感の緩和」、「状況を子どもがわかるように『通訳や翻訳』する」などが挙げられた。しかし「子どもの意思」の扱いへの配慮については a. b. と c. では意見が異なっていた。具体的には、c. では「大人の都合で執行が進められないよう配慮する」、「子どもの意思を代弁する」、「子どもが自分で選べるように意思を尊重する」というように積極的に子どもの意思を確認し尊重することに目が向けられる傾向がみられたが、a. b. では、「(決定されていることなので)自責感をもたらす(侵襲的となる)ため扱わない」、「決定しているが決まったこととして扱わないのではなく気持ちをぶつける場所を作る」など、既に審判で確定していることを踏まえ、意見を聞くことの危険性を知った上で、それでも子どもの意思への配慮が可能な部分には、何らかの配慮をしようとする傾向が伺えた。その配慮とは、具体

表 4-1 a. 執行経験のある人

調査1 a. 執行経験のある人	
子どもへの配慮	<p>・緊張を緩和し、安心して気持ちを表現できる場を提供し寄り添う・子どもが後で自分を責めないように配慮する・子どもが状況を理解できるよう通訳や翻訳をする</p> <p>・執行前に既に子どもの意思は確認されているという前提のもとに動く</p> <p>・別れの際に大切なものを準備するように、というような話を事前子どもに子どもの性格や状況を理解し子どもの様子を注意深く観察し瞬時に対応する</p> <p>・服装もできるだけ安心感を与えられるようにする・子どもが大切にしているものを準備してもらったりする</p> <p>【子どもの意思の扱いへの配慮について】</p> <p>・既に審判で確定され結果に従うしかなく、意思を問うことは求められていないし、自責感をもたらすため(侵襲的となる)、こちらから尋ねることはしないなどと積極的に扱わない。しかし、意思を全く扱わないのではなく、気持ちをぶつける場所を作ったり、荷物、友人関係、親に伝えて欲しいことなど子どもの意思を尊重できそうな場合は極力尊重する(意見を聞くことの危険性を知った上で、それでも子どもへの配慮が可能な部分には応じる)・幼い子どもは恐怖による情動が安易に左右されるため、本当の意思をその場で確認することは難しい・子どもの反応や意思の表明の背景を推測した内容を執行官に伝える・明らかに子どもにとって執行が負担な場合には執行官に伝える</p>
心理士の役割	<p>【全体を通して】</p> <p>・法的役割を遵守することが求められ逆転移による揺さぶりをかけないようにする・子どもへの悪影響を減らすために緊張の緩和や安心感の提供と寄り添いを行う</p> <p>・経過や決定に対する当事者の感情をコントロールする・状況を債務者や子どもや執行官がお互いに理解できるよう通訳や翻訳し伝える・明らかに子どもにとって執行が負担な場合には執行官に伝える(再掲載)</p> <p>【保護者・親族に対して】</p> <p>・親としての存在の肯定(話を聴く)・喪失体験の吐露・悲しみの受け止め・労いなど執行の場を和らげる・双方の親への心理教育(子どもの些細な言動に注視して欲しいことや、専門家への相談など今後の子どもの生活に役立つ情報を伝えたり、現時点で子どもの心の傷を最小限にする対応の教育)・祖父母や親族から話を聞いて得られた情報も今後の子ども支援につなげる視点で広い範囲での相談対応を行う</p> <p>【説得】</p> <p>・心理士は説得役ではなく親の気持ちの受けとめ役の方が緩衝剂的な役割となり有効・債務者には「子どもに責任を負わせることになるので意向は聞かない」と説明する・あなたが悪いのではない、と自責しないような教育・双方の親への心理教育(再掲載)・両親のどちらにもあなたと一緒にいたいと思っただけで、大人が皆で話し合っただけで決めたことを伝える・決まったことであるにも拘わらず親が混乱し不安な表情を見せれば子どもも不安になるため、別れても親には変わりないと伝え笑顔で見送ることが子どもの今後のために大切であると教える・説得はしないが説明はする</p> <p>【執行官などへの配慮】</p> <p>・事前の打ち合わせ・立場の尊重・法令遵守への葛藤の吐露・主体は執行官であるので指示のもとに動くように心がける・後で心理士に話して欲しかったことを聞くようにする・子どもの心理のアセスメントを執行官に伝える</p>
困りや守りへの提言	<p>【困りについて】</p> <p>・心理士の役割や執行場面での基本的なスタンスはどうあるべきか(親や子どもに誤解を与えないためにも)・第三者的なかのような振る舞いが求められているか・法的に決定しているのに子どもの意思を聞くことをどう理解し扱えば良いか・具体的対応がわからない中で専門家の役割は際立っており不安である・強烈な感情や行動が渦巻くこと、背景が見えるからこそ生じる人間的葛藤が起きる</p> <p>【守りのシステムへの提言につながる】</p> <p>・「決まったことだから仕方がない」といえる人と「それでも気持ちは揺れ動くよ」といえる人がチームを組むことが大切・執行官から求められていることに対応できない部分があることを伝えることができるようになるまでには時間がかかる・事例を検討して経験を積み上げていくシステムの構築が必要ではないか。</p>

的には「子どもの意思の表明の背景を推測した内容を執行官に伝えること」、「明らかに子どもにとって執行が負担となる場合には執行官に伝えること」、「別れに際して子どもが大切にしていたものを準備すること」、「友人や親に伝えて欲しいことを聞く」といったことであった。その他、a. b. c. 全体を通して、服装への配慮、玩具を準備して執行に臨む、事前に子どもの意思や子どもの性格やストレス時の反応を聞いておく、といった配慮事項が挙げられた。

表 4-2 b. 経験はないが研修・報告を受けた人

調査 1 b. 経験はないが研修・報告を受けた人	
子どもへの配慮	<p>・緊張を緩和し、安心して気持ちを表現できる場を提供する・子どもが後で自分を責めないように配慮する・子どもが状況を理解できるよう通訳や翻訳をする・手続きを十分にしておく・現実の直面、反応、困惑、迷いを当然のこととして受け止める・保護者の抵抗を目の当たりにすることでダメージを得てしまうので、学校などで教員のフォローを受けながら、子どもが落ち着いて意見を述べられるような環境を選んで執行すべきである</p> <p>【子どもの意思の扱いへの配慮について】</p> <p>・審判の結果に従うために、意向(意思)は手続きの中で事前にくみ取る・子どもの意思を理解し対応するためにリハーサルを重ねる・どちらの親が良いかなど子どもの葛藤解決を目的とするのは侵襲的である・本気で債権者が嫌だと思っている場合を除き、選ばせること自体苦しい問いを投げかけることになる・子の罪悪感や自責の念を最小化するためにも子どもが判断の主体となることの侵襲性を十分に認識して寄り添う・子どもの思い通りにならないことの方がむしろ多く矛盾した状況で子どもに過酷な決断を求められることあることを理解しておく・どのような場面でも最低限のまもりができるようなやかな対応を心掛けた帳の外に置かれているであろう子どもの『今この時』の感情に寄り添う姿勢が大切</p>
心理士の役割	<p>【全体を通して】</p> <p>・決定に従わなくてはならないスタンスと子の気持ちは実際どうなのか可能な限り理解するスタンスの両面が必要・子どもの混乱を理解し寄り添う・民事執行の記録として残す・時には子どもに執行に基づく選択肢を提示する・保護者や子どもの意向を汲み取って執行官に伝える・執行官とのやりとりが円滑に進むように通訳する・保護者や子どもの気持ちを丁寧に汲み取り執行官に伝える・積極的な関わりはあまりできない・子の心理に重大な禍根を残し得る執行については執行を支持しない(ことを執行官に意見する)</p> <p>【保護者・親族に対して】</p> <p>・事後の心配事への相談場所の情報提供・心理教育(再掲載)</p> <p>【説得】</p> <p>・専門用語などを当事者の心情にかなう表現で(視覚・人形などの小道具を用いたり、理解度を確認しながらかみ砕いて)通訳・翻訳する・心理教育(アフターケア)についての情報提供、感情を伝えることで苦悩が軽減される可能性があることを伝える、自責しないよう・心理士は説得する役割ではない</p> <p>【執行官への配慮】</p> <p>・立場の尊重・執行に伴う心理的負担が執行官に生じていることを想定しておく・支援者支援の視点</p>
困りや守りへの提言	<p>【困りについて】</p> <p>・公平性担保のためのケア的な業務はできないだろう・拘束時間はどうなのか・暴力・暴言・訴訟のリスク・執行自体が子どもや親に与える心理的侵襲性・十分な情報がなく役割や責任が曖昧な中、部分的に心理士が求められるのではないかと不安・突然に本来の心理士の役割と違っていなかったことが求められるのではないかと不安・事後の検証や自身へのフォローはどうするのか</p> <p>【守りのシステムへの提言につながる】</p> <p>・自分の役割を十分に理解できていないと強烈な感情の渦の中に呑み込まれていく・情報共有では、自身やメンバーの役割の限界設定と対等性が必要・子どもの意思を理解し対応するためにリハーサルを重ねる(再掲載)</p>

さらに、a. 単独の回答としては、「子どもの意思確認は求められていないのでこちらから尋ねない」、「幼い子どもは恐怖によって情動が安易に左右されやすいため、本当の意思を確認することは難しい」などの意見がみられた。b. 単独の回答としては、「執行場面で親が抵抗するのを見ること自体が子どもへの心理的なダメージになるため学校など子どもが落ち着いて意見を述べられる環境を選んで執行すべき」との意見もあった。

表 4-3 c. 経験がなく研修も受けていない人

調査 1 c. 経験がなく研修も受けていない人	
子どもへの配慮	<p>・緊張を緩和し、安心して気持ちを表現できる場を提供し寄り添う(話を聞く姿勢、別室、空間への配慮)・子どもが後で自分を責めないように配慮する・子どもが状況を理解できるよう通訳や翻訳をする</p> <p>【子どもの意思の扱いへの配慮について】</p> <p>・子どもが自分で選べるように意思を尊重する態度・子どもへの配慮が最も大切であると認識し、大人の都合で執行が進められないよう、自責しないよう配慮する・子どもが意見を表現しやすいよう安心できる雰囲気を作る・子どもの年齢や理解力、発達状況、経緯や環境によって意思が左右されることへ留意(執行は)親の都合であることに留意し子ども側に立って理解するように努める・子どもの意思を代弁する・子どもが置き去りにならないよう理解度を執行官に伝えながら行う・アフターケアへの配慮、臨床経験の蓄積・心理士自身の人間性に依る</p>
心理士の役割	<p>【全体を通して】</p> <p>・子どもが意見を表現しやすいように工夫する・心情に付き合い寄り添う・悲しみに寄り添う・子ども側に立ち安心できる雰囲気を作る・子どもの気持ちが和らぐよう遊びの道具なども用意する・引き離される際の死別にも等しい悲しみを抱き抵抗したくなる気持ちに対して何を語っても白々しく、他人事になるだろう。せめて面会交流の機会があるなど交流の可能性を伝え悲しみに寄り添うしかない</p> <p>・子どもが自分で選べるように意思を尊重・大人の都合で執行が進められないよう自責しないよう配慮する(再掲載)</p> <p>【保護者や親族に対して】</p> <p>・話を聴く体制・見通しの説明・思いを込め、今後の生活設計を明確にする・執行後子どもに起こりうる反応とそれへの対策を伝える(心理教育)・特に祖父母や親族に対しては、不安についての気持ちや思いを確認する</p> <p>【説得】</p> <p>・説得の前に気持ちを聞くことが大切・子どもに理解を促すために、わかる言語や雰囲気、視覚、人形などの小道具を用いる・理解度を確認しながら内容をかみ砕いて説明する・子どもが悪い訳ではないと別室で説明する・事後のケアについての情報提供(心理教育)・想像がつかない</p> <p>【執行官などへの配慮】</p> <p>・立場の尊重、職務の労いと感謝・執行官とのやりとりが円滑に進むようにする・相手にわかりやすく通訳、翻訳・チームの感情や関係性を見極め調整</p>
困りや守りへの提言	<p>【困りについて】</p> <p>・子どもの意思と心理士の立場での迷い(執行の判断が子どもにとって良いのかどうかの迷い)</p> <p>・子ども自身がある程度納得いくまでの支援がなされるのかどうか</p> <p>・自身の安全</p> <p>・何をすべきか不明</p> <p>・別のところで対象者と会うのではない</p>

c. 単独の回答としては、「臨床経験の蓄積・心理士自身の人間性に大きく依る」という意見がみられた。

調査 II (弁護士へのインタビュー)

「心理士が場を和らげることが、結果的に子の福祉にかなうことではないか」という意見が大勢であった。「子どもの意思」の扱いについては、執行経験のある弁護士は、「決まったことなので意思は聞かない(聞いてはいけない)」と考え、それは「後に子どもに罪悪感を持たせないための

表5-1 弁護士のインタビューによる意見

調査2 弁護士のインタビューによる意見	
子どもへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・心理士が場を和らげることが、結果的に子の福祉に叶うことではないか 【子どもの意思の扱いへの配慮について】 ・決まったことなので意思は聞かない(聞いてはいけない)」ということが前提であるが、それは「後に子どもに罪悪感を持たせないための配慮」である。 ・上記の目的のために、子どもが理解できるよう状況説明をすることが心理士に求められているのではない。
心理士の役割	<ul style="list-style-type: none"> 【全体を通して】 ・立会いは証人の役割であるので、中立的な立場をとり説得はできない。補助者は説得や子どもへの説明を行うことができる。 ・子どもがその年齢なりの状況を理解できるようにするために、心理士には子どもとの関係に入ってもらうことに意義がある ・子どもの傷付きを最小限にするための執行についての親への心理教育も良いが、聞く耳を持たない難しい親も多いのではないだろう ・補助者としての心理士のベクトルは執行に向かっているが、実際は何が何でも執行を補助するのではなく、子どもの心身の状態に悪影響を与えていないか線引きする意見を執行官に伝える。そして子の福祉の観点からみてうまくいくなためたりつつ、逆に中立の意見を持つようにする。結果的に、どちらに転んでも子どもの福祉にかなうようにすることが求められているのでは。
困りや守りへの提言	<ul style="list-style-type: none"> 【困りについて】 ・会ったこともない子どもについて、心理士がどこまでことができるのかは正直疑問・関係者が好き勝手な言い何が正しいのかわからない紛争性の高い事案に介入するにあたり、カウンセリングでは対応できないのではないかと、また今の心理士の研修内容では不足している 【守りのシステムへの提言につながる事】 ・スタンス:補助者なら自己紹介の際にはそのことも伝え中立ではない立場を示すことが、後に保護者から不信感を持たれないのではないかと、保証や保険についてはまだ議論がなされていないが大切な問題だと思われる・裁判所の職員で無いのならば保証や保険は無いのでは。そういうリスクを含めて、報酬額を設定するしかないのでは・心理士はみなし公務員とされ、訴えられた場合にも心理士個人ではなく相手は国となるのでは・訴えられた場合の対応としては、自分だけの記録をきちんと残しておくことが自分を守るために必須である・マニュアル、型通りの対応にはなって欲しくない。ドイツ裁判官は研究ケースを蓄積しながら学んでいる(ように事例研究を重ねて研鑽を積み必要性)。

配慮」と考えていた。「子どもがその年齢なりに理解できるような状況説明が必要であり、心理士にはこれからその点を学び携わってもらえると良い」との回答がみられた。

② 「心理士の役割」についての結果 調査 I (心理士へのアンケート)

a. b. c. ともに共通する内容として、心理士の役割は、子どもや親、親族などに「安心感を与える、寄り添う、悲しみの受け止め」、「それぞれの関係者へ状況の『通訳、翻訳』」を行い、執行が円滑に進むようにする」、「心理教育(情報提供)を行う」、などが挙げられた。

a. b. では「明らかに子どもの心理に負担な場合(重大な禍根を残す場合)は執行官に伝える(意見を伝える)」という執行官に意見する役割が挙がっていたが、c. にはその点での明確な記述は無く、

「子どもの意思を尊重し大人の都合で執行が進められないよう配慮する」とされた部分がそれに近いと思われた。

また、a. のみの回答であるが、「執行の主体は執行官であるので、心理士は法決定を遵守し、逆転移の揺さぶりをかけないようにする」、「決定に対する当事者の感情をコントロールする」といった意見もみられた。

執行官の業務とされている【説得】を心理士(補助者)がどう捉えるかについては、a. b. c. に共通する意見として、説得の中に「心理教育(情報提供)」が含まれていた。その他、b. c. では「通訳や翻訳」が含まれており、a. b. では、「子どもには説明はするが説得はしない」という意見もみられた。子どもへの具体的な説明として a. では「親のどちらもあなたと一緒に暮らしたいと思っているが、大人が話し合っただけで決めたことと伝える」、b. では「子どもに理解を促すために、わかる言語や雰囲気、視覚、人形などの小道具を用いる」、「理解度を確認しながら内容をかみ砕いて説明する」などの例が挙げられた。

親への説得に関する a. 単独の意見としては、「心理士は説得役ではなく、親の気持ちの受け止め役の方が有効である」、「執行関係者全員が説得に当たると敵対感情が強くなるので、『言う通りには動けないことも多いが話は聞く』と心理士が緩衝材的な役割を担う」という意見もあった。

また、「心理教育」の内容については a. b. c. ともに、執行後に子どもに起こりうる反応などに備えるための説明やアフターケアに関する情報提供や、子どもに「あなたが悪い訳ではない」、と自責感が起きないようにするための配慮(説明)も含まれていた。b. には、子どもに今の気持ちや感情を表現させることが(その後の心の回復にと

って) 良いと説明(教育)するという意見もあった。また、a. では「執行やその時の親の態度が子どもの心にもたらす影響と、今親に配慮して欲しいことを説明する」という意見もあった。具体的には、「執行の場面では、子どもに責任を負わせることになり得るので、子どもの意向を聞くことはしない」、「親が混乱し不安な表情を見せると子どもも余計な不安を抱く」といったことを説明するというものである。

さらに、心理士の役割における「執行官への配慮」として a. b. c. に共通していたものは、「立場の尊重」、「支援者支援の視点」であり a. 単独では「事後に心理士にして欲しかったことを聞く(ことで研鑽を積む)」といったことであった。

調査Ⅱ(弁護士へのインタビュー)

スタンスとしては「執行同行時の心理士の法的立場が『立会人』であれば『中立的』でなければならないが、『補助者』であれば説得を含め子どもがその年齢なりに状況を理解できるようにするために説明をすることや、子どもとの関係に入ることが求められているのではないか」とする意見が大勢であった。

また、「子どもの傷付きを最小限にするために、執行に対する親への心理教育を行うこと」については、「良いと思うが、聞く耳を持たない難しい親も多いのではないだろうか」とする意見がみられた。心理士(補助者)の基本的なスタンスと役割については、「心理士のベクトルは執行に向かっており中立ではないが、実際は何が何でも執行官の手足として執行を補助するのではなく、子どもの心身に悪影響がないか、線引きした意見を執行官に伝えて、子の福祉の観点からみてうまくいくようなだめたりしつつ、逆に中立の意見を持つようにする。結果的に、どちらに転んでも子ども

の福祉にかなうようにすることなのではないか」、といった意見もみられた。

③「心理士の困りと守りのシステムへの提言」についての結果

調査Ⅰ(心理士へのアンケート)

a. の【困り】としては、補助者の「法的決定の遵守」を理解した上で「第三者の(中立的な)立ち位置であることを親に説明すべきなのか」、「子どもの意思を聞くことをどう理解し扱えばよいか」、「具体的な対応がわからない中、専門家の役割は際立っており不安」などの意見が挙げられた。また、b. の【困り】としては、a. 同様「法的決定の遵守」を理解した上で、子どもの思いとの間で気持ちが揺れ「公平性の担保のためのケア的な業務」ができないことや、「暴言、暴力、訴訟の問題が起こるのではないか」、「(拘束時間の延長を含め)突然に本来の業務外のことを求められるのではないか」、「自身の心理的フォローや事後の検証の機会がない」などの意見がみられた。c. の【困り】は、執行の判断が子どもにとって良いのかどうか「子どもの意思の判断」に迷うというものや、「自身の安全」、「何をすべきかが不明」、「別のところで出会うことへの不安」などが挙げられた。

それら困りに対する a. b. による【守りへの提言】については、1. 事前情報を得る(子どもの普段の様子やストレス時の反応や子どもの心理の判断に関わる情報を得る)、2. チームの中での役割分担と役割の限界設定、3. 事例検討会等研修・事後検証・心理的フォローの機会など研修のシステムの構築、にまとめられた。また、c. の【守りへの提言】に分類される記述は見い出せなかった。

調査Ⅱ(弁護士へのインタビュー)

【困り】に関連するものとして、心理士の研修

内容がこの領域に関して不足している問題や、役割が不明確であるなど心理士の立場を理解した上で「会ったこともない子どもに心理士がどこまでのことができるのかは正直疑問」であるという意見がみられた。【守りへの提言】に関連する意見として、心理士は「中立的な立会いではなく補助者として執行官に同行していること」、「子どもの福祉を重視するために関与していること」などを説明すると良いとする意見がみられた。

また、「訴訟への対応、保険、保証」については、「心理士の行為が訴えられることが全く無いと言い切れるものではないが、可能性としては少ないだろう」、「いずれにしてもこの点についてはこれまで議論がなされてはいないが、重要な問題だ」とする意見が大勢であった。訴えられた場合には、心理士は「みなし公務員」とされ、訴えられた場合、国家賠償責任となるのではないかという意見がある一方で、「リスクを含めて報酬額を設定するしかない（費用は債権者側の負担）」、「訴えがあった場合には、弁護士の紹介を含めて執行官に相談すると良い」とする意見がみられた。

また心理士としては、訴えられた場合を想定して執行現場での自身の言動に関する記録を残すことが身を守るために重要であることも示された。

④その他の意見

a. の意見：「心理的消耗が激しい分野。バランスと体力がある方が望ましい」、「(執行チームから)過度に期待されることや、場合によっては訴訟問題に巻き込まれる可能性もあるため、慎重な対応が求められる」などの意見がみられた。

b. の意見：「心理士の社会的責務として重要である」、「どうやって依頼がくるのかだろうか、希望者のために名簿化など透明にしてもらいたい」、

「職能を担保するためのスキームには修正の余地がある」、「日本士会が機能して頂けることを切に願っている」、「その場にいるならと考えるとだけで身がすくむ」などの意見がみられた。

c. の意見：「知識が無さすぎて回答できなかったが、それは自分だけではないだろう」、「さらなる周知や情報発信の機会があれば良い」、「心理士自身のケアを誰がするのか」、「十分配慮された上での派遣が望ましい」、「臨床経験や自身の人間性に大きく依る」、「居心地の悪さや罪悪感を引き受ける覚悟が必要」などの意見がみられた。

【考察】

先述のように、現在は心理士等専門家の役割や関与のあり方の基本となる考え方や具体的な行動基準のようなものは存在しない。このため執行に対する考え方の大まかな枠組みについて、結果を踏まえて以下の3点から考察する。

①「子どもへの配慮すべき事柄」について

執行等の経験の有無に拘わらず、子どもに配慮すべき事柄は「緊張感、自責感を緩和し、子どもが理解できるよう状況の通訳や説明を行う」と考えられており、この点については弁護士も同様の意見であった。また、調査では「子どもの意思」の扱いは経験によって意見が異なっていた。例えば執行・研修経験の無い心理士は、子どもが自分で選べるよう積極的に意思を確認し尊重するが、執行・研修経験のある心理士は、審判の決定が前提であるために意思を聞くことの危険性や難しさを感じていた。その点は弁護士の「罪悪感に配慮して子どもに意思は聞かない」という意見に類似していた。しかし心理士は全く聞かないのではなく、可能な範囲で意思を尊重し子どもに「寄り添う」姿勢も重視しており、それは子どもの心理

の専門家としての一つの在り方だと思われた。

②「心理士の役割」について

心理士の役割は、1. 子どもや親に安心感を与える、悲しみを受け止める、和ませる、などの「寄り添い」に分類される役割、2. 子ども、親、執行官とのやり取りを円滑にするための通訳や説明を行う役割、3. 子どもの心をケアするために心理教育を行う役割、4. 執行官をフォローし、執行に意見する役割、の4つに大きく分けられた。また、3. の心理教育は、親に対する子どもの心理に関わる情報提供と、子どもに対する心の教育（自責感に配慮する、話すことで苦痛が和らぐことがあるなど）の2つに分けられた。4. の「執行に意見する役割」は、執行が明らかに子どもにとって負担になる場合に執行官に「意見する」ものだが、心理士の経験や個人の人間性に依り執行を左右するものであるため、事例検討などを重ねた研鑽が必要なのではないかと思われた。

また、執行官の役割とされる「説得」については、基本的には心理士が行うものではないという考えが大勢で、それに近いものとして、前出のような親への「心理教育」や「説明」などが念頭に置かれていた。また、執行後には執行官への労いなど支援者支援も役割であると思われた。

③「困りと守りのシステムへの提言」について

心理士の役割が不明確なために生じる不安や困り、突発的な問題、訴訟の危険性などについては、それらを未然に防ぐことも検討されなければならない。今回の調査においては、その策として、1. 執行前の準備としての情報収集、2. 効果的に遂行するためのチームによる役割確認、3. トラブルに備えて自身の言動を記録しておくこと、4. 債務者の混乱や不信感を招かないために、補助者は立会人ではなく中立の立場ではないが、子どもの福

祉のために執行に関与するものであることを説明すること、などが必要と思われた。

また、心理士の精神面の守りにつながることとしては、先述のように事前に執行官とチームで動く場合の役割を学んでおくことや、事例研究の積み重ねによって力量が高められるような研修を受けることなどが考えられた。さらに重要なこととして、執行後の心理士自身の体験の吐露によるメンタルケアなどもシステムの中に組み込まれていく必要があると思われた。

【おわりに】

今回の調査では、執行経験者、執行経験はないが研修を受けた者、いずれの経験もない者、の3つに分類したが、執行経験者と執行経験はないが研修を受けた者には「子どもの意思」の扱いや「執行官への意見」の部分で似通った部分があり、未経験者とは異なっていたことから、この点が心理士の理解や対処の難しい部分であり、さらに検討が必要な部分であることが推察された。

「その他の意見」に示されたように「その場にいるならと考ただけで身がすくむ」程の葛藤場面に心理士が身を置くことから、物理的にも心理的にも自分の身を守るための研修を受ける意義も大きいものと思われた。

しかし、本研究は限られた一部の意見であることを踏まえる必要がある点で、課題があると思われた。

今後、この領域の研究においては、わが国における強制執行が子どもにもたらす心理面への影響や、子ども達の心理面のケアのあり方の検討などが必要ではないかと思われる。

この領域における心理士の関与は始まったばかりであることから、今後経験値を上げ、さらに研鑽を積む必要があると思われた。

表5-2 弁護士への質問と弁護士の回答

心理士の弁護士への質問	弁護士の回答(要約)
<p>問1. 弁護士の方が経験された中で、心理士の関与が必要と思われた執行(前後)に関わる場面があれば教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 ・子ども自身が執行を望まない場合には心理士が子どもの話を聞くなどの関与が必要。執行後のケア、面会交流、執行不能後の人身保護請求時に弁護士と同行するなど、執行場面そのものへの関与ではなくその後の関与が望ましい。
<p>問2. 子どもへの重大な悪影響が予想される場合執行不能となることがあるというが、その法的根拠は何か。また、具体的にはどのような状況になれば執行官が不能と判断するか。</p>	<p>現在は、民事執行法169条(および関連)の動産執行に準じ執行官が執行を行っているが、不能の判断基準については法的根拠はない。これまでのケースでは、①親が子どもを抱きかかえて離さない場合、②子どもが強く拒否し獲得できなかつたり逃げ回り手が付けられない場合の2つに分けられる。</p>
<p>問3. 補助として心理士が同行(「補助」・「立会い」)している場合、例えば子どもを抱きかかえて連れ出すといった行為は、債務者側の弁護士から見るとどのような点が問題とされるだろうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行官規則第12条に従えば、執行官の指示や追認、黙認での行為により「補助」者が抱きかかえたのであれば、乳幼児であればそれも年齢的に止むを得ないだろう。 ・「立会い」の立場では、違法と思われる(問5)。
<p>問4. 子どもへのアフターケアについての現状を知りたい。また、その点について弁護士の立場で今後子どもの福祉のために必要だと思われることはどのようなことか教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ日本には無く、今後の課題である。 ・何もしていないと思う。ドイツでは執行後の状況について大規模調査をしたようだが、日本での研究は無いことから、まずは執行の子どもへの影響を調べなければならぬのではないか。いずれにしても面会交流調停の充実が不可欠であろう。
<p>問5. 心理士の「立会い」の場面において、心理士が中立ではなく債務者に意見をいった場合、問題となることがあるだろうか。或いは問題にはならないのはどのような範囲までか教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民事執行法7条には「立会い」について記されているが、立会人は、執行が滞りなく行われたかを見届ける証人であり、説得を行うのは本来は違法。しかし、心理士が子どものケアに関与する立場とすれば、現場の子ども様子を親に注意喚起することは考えられると思う。 ・「立会い」であるものの、説得に及んだ場合で、精神的苦痛を受けたなどと相手から訴えられる可能性が無い訳ではない。しかしそれが違法といえるのか、その証明は実質は難しいだろう。
<p>問6. 通常の民事執行での「立会い」や「補助」と何が異なるのか、異なることができるのか知りたい。</p>	<p>執行の対象がモノか人かで大きく異なる。不動産自体は動かす相手が大人数だが、こちらは子どもが相手であり、親や祖父祖母など関係者が多数関わり、親子関係の綻えなど課題は大きい。</p>
<p>問7. 「立会人」と「補助者」に心理士の役割が分けられていることについて、どのように思われるか。子どもの福祉のために効果的な心理士の立ち位置とはどのようなものだろうか教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・よくわからない。初対面の子どもにどこまでの関与ができるのか正直疑問。 ・「立会人」はあくまでも証人で中立。「補助」は執行を補助する役割。その点を親にも伝えておかなければ、心理士は中立と思われてしまい、後々親からの不信感につながる可能性もある。 ・心理士のペクトルは執行に向かってはいるが、実際の場面では何が何でも執行を補助するのではない。子どもの心身の状態に悪影響を与えていないか様子を見る意見を執行官に伝え、子の福祉の観点からみてうまくいくようなためたりしつつ、逆に中立の意見を持つようにする。 ・結果的に、どちらに転んでも子どもの福祉に叶うようにすることであろうか。
<p>問8. 心理職は、各事例ごとに法的な認識が追いつかない場合、どのように(誰に)相談、質問をすれば良いのかご教示いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の制度を前提とすると執行官である。 ・都道府県の弁護士会に属している(信頼のおける)弁護士が良いだろう。どの弁護士が適任かは、執行官に尋ねることが良いだろう。
<p>問9. 例えば心理士の立会いで、心理士の関与を不服として債務者が訴えることがあった場合(子どもを誘導したと判断され)どのような点を誘導とみなされるのか、その基準があれば伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判そのものでなくとも、債務者名義のある執行の中で、それぞれ実現するための誘導が違法ということはあると思う。 ・(問5)。
<p>問10. 同行した心理士に執行官と同等の保証や保険の適用がなされるのかどうか、またなされるためには今後どうすることが必要か伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ議論がなされておらず事実もないだろうが、大切な問題だと思われる。 ・裁判所の職員で無いならば、支払われるのは日当等の報酬のみで保証や保険は無いのでは。そういうリスクを含めて、報酬額を設定するしかないのではないか。 ・心理士はみなし公務員とされ、訴えられた場合にも心理士個人ではなく相手は国となるのではないか。 ・訴えられた場合の対応としては、自分だけの記録をきちんと残しておくことが自分を守るために必須。
<p>問11. 現法律では、子どもと親と一緒にいる時でなければ執行できないとされているが(同時存在) 弁護士としては、その同時存在は必要なことと思っておられるかどうか知りたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同時存在が良しとされているのは、同居親の意向を子どもが確認した上で引き渡される方が子どもにとっては安心に繋がると思われているためである。個人的には、同時存在では、子どもにどちらの親を遠ぶるか迫るような側面があり、また同居親が激しく抵抗した場合に心理的・物理的に悪影響があるので、むしろよろしくないとされる。またドイツでは同時存在の原則はない。 ・引き渡しの執行であるにも関わらずその人がいない場面での執行がなされるとすると、違和感がある。
<p>問12. 弁護士としては、今後心理士がどのような形で子ども引き渡しの執行に関与すると良いと思っておられるのかか知りたい。例えば、審判の代理人など、心理士が子ども引き渡しの問題で執行の場面以外に子どもの福祉のためにも関与することができる、或いはした方が良い場面があるか、また、日本の現行法の未整備な部分、今後改定される可能性について知りたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中立の「立会人」ではなく、「補助者」として心理士が入り、場面を和らげることが結果的に子どもの福祉にかなうことではないか。子どものアフターケアが未整備でありそこには役割が期待される。 ・執行そのものへの関与よりも、審判の鑑定などへの関与があってもよいかもしれない。 ・心理士には大人より子どもの関係に入ってもらうことに意義があるのでは。しかし心理士ならば良いということでもない。子どもへの心理的ケアに手慣れている心理士がどれだけの人が課題。 ・ドイツでは執行後の子どもの心理の研究がなされており、子どもが罪悪感を感じないようにと執行時には子どもの意思を聞いては行けないが、年齢なりに状況理解が進むよう説明を行っている。日本でも心理士にはその役割を担ってもらえたら良いだろう。 ・関係者が好き勝手を行い、何が正しいのかわからない紛争性の高い事案に介入するにあたり、カウンセリングでは対応できないのではないか。心理士の研修内容は不足していると思われる。 ・心理士の対応がマニュアル化、型通りということにはなって欲しくない。 ・ドイツ裁判官は研究ケースを審議しながら検討している。 ・心理士には、執行場面というよりも継続的なメンタルサポートなどの関わりをしてもらいたい。 ・現行法の未整備な部分としては、家裁の審判や訴訟手続きの中で、子どもに対する説明や配慮の体制が極めて不十分であるという点が挙げられるが、経済的問題から今のところ改善の見込みはない。 ・現在、執行率が低いことから、実効性のあるやり方に向けて現行法を改正していくという動きがあり、専門家の関与についても検討されている。

引用文献

- (1) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/> 外務省 HP
- (2) 大谷 美紀子 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に向けて—法律支援・司法アクセスの観点から—」 2014 日本司法支援センター 法テラス 総合法律支援論叢
- (3) 最高裁判所事務総局家庭局 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律執務資料」 2014.11. 法曹界 pp348-369
- (4) 福島 政幸 民事法研究会 「ハーグ条約および国内実施法における解放実施事務が国内における子の引渡執行に与える影響」 2014 新民事執行実務 No.12 pp40-52
- (5) 飯田 法子 岩佐 礼子 「子ども引き渡しに関与する心理士のあり方～先進国およびわが国の状況を概観して～」 2016 別府大学短期大学部紀要 第35号 pp55-65